

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号。以下この項において「法」

という。)の項中

十七 やぎ、めん羊のヨ
―ネ病検査
七〇〇円

を

十七 やぎ、めん羊のヨ ―ネ病検査 七〇〇円	十七 やぎ、めん羊のヨ ―ネ病検査 七〇〇円
十八 牛ウイルス性下痢 ・粘膜炎検査 八〇〇円 (ポリメラ―ゼ連鎖反 応法により検査する場 合については、一、三 〇〇円)	

に改め、同表都市の低

炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。)の項中

一 低炭素建築物新築等
計画により新築又は増
築、改築、修繕若しく

一 低炭素建築物新築等
計画により新築又は増
築、改築、修繕若しく
は模様替若しくは空気
調和設備その他の建築
設備の設置若しくは改
修(以下この項におい
て「建築等」という。
)しようとする住宅が
一戸建ての住宅(住宅
の用途以外の用途に供
する部分を有しないも
のに限る。以下この項
において同じ。)の場
合
三七、〇〇〇円
(当該計画が法第五十
四条第一項各号の基準

は模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修（以下この項において「建築等」という。）しようとする住宅が（一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合

三六、〇〇〇円
（当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについての規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）を受けた場合は、五、〇〇〇円）

二 低炭素建築物新築等計画により建築等しようとする住宅が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る認定を受けようとする住戸数の1から9までに掲げる区分に同じ当該区分に定める額ただし、三に掲げる建築物に係る認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1 住戸数が一戸のもの
三六、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇円）

2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの
七三、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、一〇、〇〇〇円）

3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの

に適合していることについての規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合は、五、〇〇〇円）

二 低炭素建築物新築等計画により建築等しようとする住宅が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る認定を受けようとする住戸数の1から9までに掲げる区分に同じ当該区分に定める額ただし、三に掲げる建築物に係る認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1 住戸数が一戸のもの
三七、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、五、〇〇〇円）

2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの
七五、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一〇、〇〇〇円）

3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
一〇五、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一七、〇〇〇円）

4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの

-
- 一〇二、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一七、〇〇
〇円)
- 4 住戸数が一〇戸を
超え二五戸以内のも
の
一四三、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、二八、〇〇
〇円)
- 5 住戸数が二五戸を
超え五〇戸以内のも
の
二〇五、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、四七、〇〇
〇円)
- 6 住戸数が五〇戸を
超え一〇〇戸以内の
もの
二九四、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、八四、〇〇
〇円)
- 7 住戸数が一〇〇戸
を超え二〇〇戸以内
のもの
三九八、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一三三、〇
〇〇円)
- 8 住戸数が二〇〇戸
を超え三〇〇戸以内
のもの
五二一、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一六八、〇
〇〇円)
- 9 住戸数が三〇〇戸
を超えるもの
六一一、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一七九、〇
〇〇円)
- 三 低炭素建築物新築等
計画により建築等しよ
うとする建築物が一に
掲げる住宅以外の場合
-

-
- の
一四八、〇〇〇円
(適合審査又は住宅
性能評価を受けた場
合は、二九、〇〇〇
円)
- 5 住戸数が二五戸を
超え五〇戸以内のも
の
二一三、〇〇〇円
(適合審査又は住宅
性能評価を受けた場
合は、四九、〇〇〇
円)
- 6 住戸数が五〇戸を
超え一〇〇戸以内の
もの
三〇五、〇〇〇円
(適合審査又は住宅
性能評価を受けた場
合は、八七、〇〇〇
円)
- 7 住戸数が一〇〇戸
を超え二〇〇戸以内
のもの
四一三、〇〇〇円
(適合審査又は住宅
性能評価を受けた場
合は、一三八、〇〇
〇円)
- 8 住戸数が二〇〇戸
を超え三〇〇戸以内
のもの
五四一、〇〇〇円
(適合審査又は住宅
性能評価を受けた場
合は、一七四、〇〇
〇円)
- 9 住戸数が三〇〇戸
を超えるもの
六三五、〇〇〇円
(適合審査又は住宅
性能評価を受けた場
合は、一八六、〇〇
〇円)
- 三 低炭素建築物新築等
計画により建築等しよ
うとする建築物が一に
掲げる住宅以外の場合
-

にあつては、当該建築物の住戸数の1から9までに掲げる区分に應じ当該区分に定める額を、当該建築物の住宅に係る共用部分（以下この項において「共用部分」という。）の床面積の合計の10から15までに掲げる区分に應じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場及び火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する部分（以下この項において「工場部分」という。）の床面積の合計の16から21までに掲げる区分に應じ当該区分に定める額を、当該建築物の住戸、共用部分及び工場部分以外の部分（以下この項において「非住宅部分」という。）の床面積の合計の22から27までに掲げる区分に應じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住戸数が一戸のもの
三六、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇円）

2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの
七三、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、一〇、〇〇〇円）

3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
一〇二、〇〇〇円
（適合審査を受けた

にあつては、当該建築物の住戸数の1から9までに掲げる区分に應じ当該区分に定める額を、当該建築物の住宅に係る共用部分（以下この項において「共用部分」という。）の床面積の合計の10から15までに掲げる区分に應じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場及び火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する部分（以下この項において「工場部分」という。）の床面積の合計の16から21までに掲げる区分に應じ当該区分に定める額を、当該建築物の住戸、共用部分及び工場部分以外の部分（以下この項において「非住宅部分」という。）の床面積の合計の22から27までに掲げる区分に應じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住戸数が一戸のもの
三七、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、五、〇〇〇円）

2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの
七五、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一〇、〇〇〇円）

3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの

-
- 4 場合は、一七、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合）
 - 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
一四三、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、二八、〇〇〇円）
 - 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
二〇五、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、四七、〇〇〇円）
 - 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
二九四、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円）
 - 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
三九八、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、一三三、〇〇〇円）
 - 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
五二一、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、一六八、〇〇〇円）
 - 9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの
六一一、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、一七九、〇〇〇円）
 - 10 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
一一四、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、一〇、〇〇〇円）
-

を

-
- 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
一四八、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一七、〇〇〇円）
 - 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
二一三、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、四九、〇〇〇円）
 - 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
三〇五、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、八七、〇〇〇円）
 - 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
四一三、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一三八、〇〇〇円）
 - 8 住戸数が二〇〇戸を超えるもの
五四一、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一七四、〇〇〇円）
 - 9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの
六三五、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一七四、〇〇〇円）
-

に、

-
- 11 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
一八八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二八、〇〇〇円)
- 12 共用部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二九三、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)
- 13 共用部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三七六、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一三三、〇〇〇円)
- 14 共用部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
四五〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一六八、〇〇〇円)
- 15 共用部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
五二二、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二〇九、〇〇〇円)
- 16 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
一一四、〇〇〇円
-

- 性能評価を受けた場合
合は、一八六、〇〇〇円)
- 10 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
一一八、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一〇、〇〇〇円)
- 11 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
一九五、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、二九、〇〇〇円)
- 12 共用部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三〇四、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、八七、〇〇〇円)
- 13 共用部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三九〇、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一三八、〇〇〇円)
- 14 共用部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
四六六、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合
-

-
- 17 (適合審査を受けた場合は、一〇、〇〇〇円)
- 17 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
一八八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二八、〇〇〇円)
- 18 工場部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二九三、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)
- 19 工場部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三七六、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一三三、〇〇〇円)
- 20 工場部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
四五〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一六八、〇〇〇円)
- 21 工場部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
五二二、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二〇九、〇〇〇円)
- 22 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方
-

- 合は、一七四、〇〇〇円)
- 15 共用部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
五四三、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、二一八、〇〇〇円)
- 16 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
一一八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一〇、〇〇〇円)
- 17 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
一九五、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二九、〇〇〇円)
- 18 工場部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三〇四、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八七、〇〇〇円)
- 19 工場部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三九〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一三八、〇〇〇円)
- 20 工場部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方
-

- 方メートル以内のもの
 二五二、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、一〇、〇〇
 〇円)
- 23 非住宅部分の床面
 積の合計が三〇〇平
 方メートルを超え二、
 〇〇〇平方メートル
 以内のもの
 四〇一、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、二八、〇〇
 〇円)
- 24 非住宅部分の床面
 積の合計が二、〇〇
 〇平方メートルを超
 え五、〇〇〇平方メ
 ートル以内のもの
 五七〇、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、八四、〇〇
 〇円)
- 25 非住宅部分の床面
 積の合計が五、〇〇
 〇平方メートルを超
 え一〇、〇〇〇平方
 メートル以内のもの
 六九九、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、一三三、〇
 〇〇円)
- 26 非住宅部分の床面
 積の合計が一〇、〇
 〇〇平方メートルを
 超え二五、〇〇〇平
 方メートル以内のも
 の
 八二四、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、一六八、〇
 〇〇円)
- 27 非住宅部分の床面
 積の合計が二五、〇
 〇〇平方メートルを
 超えるもの
 九四〇、〇〇〇円
 (適合審査を受けた

- メートル以内のもの
 四六六、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、一七四、〇
 〇〇円)
- 21 工場部分の床面積
 の合計が二五、〇〇
 〇平方メートルを超
 えるもの
 五四三、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、二一八、〇
 〇〇円)
- 22 非住宅部分の床面
 積の合計が三〇〇平
 方メートル以内のも
 の
 二六一、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、一〇、〇〇
 〇円)
- 23 非住宅部分の床面
 積の合計が三〇〇平
 方メートルを超え二、
 〇〇〇平方メートル
 以内のもの
 四一六、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、二九、〇〇
 〇円)
- 24 非住宅部分の床面
 積の合計が二、〇〇
 〇平方メートルを超
 え五、〇〇〇平方メ
 ートル以内のもの
 五九三、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、八七、〇〇
 〇円)
- 25 非住宅部分の床面
 積の合計が五、〇〇
 〇平方メートルを超
 え一〇、〇〇〇平方
 メートル以内のもの
 七二七、〇〇〇円
 (適合審査を受けた
 場合は、一三八、〇
 〇〇円)
- 26 非住宅部分の床面

場合は、二〇九、〇〇〇円)

積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
八五七、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一七四、〇〇〇円)
27 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
九七八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二一八、〇〇〇円)

法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

一 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合
一八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二、五〇〇円)

二 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする住宅が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る変更の認定を受けようとする住戸数の1から9までに掲げる区分に应当該区分に定める額。ただし、三に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1 住戸数が一戸のもの
一八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二、五〇〇円)
2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの

-
-
-
- 3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
（適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇円）
 - 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
（適合審査を受けた場合は、八、五〇〇円）
 - 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
（適合審査を受けた場合は、一四、〇〇〇円）
 - 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
（適合審査を受けた場合は、四二、〇〇〇円）
 - 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
（適合審査を受けた場合は、六六、五〇〇円）
 - 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
（適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円）
 - 9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの
（適合審査を受けた場合は、一〇五、五〇〇円）
-

場合は、八九、五〇〇円)

三 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする建築物が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該建築物の住戸数(既に当該計画の認定を受けた住戸で変更しない住戸を含む。)

の1から9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の共用部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の10から15までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の16から21までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の22から27までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住戸数が一戸のもの

一八、〇〇〇円

(適合審査を受けた

場合は、二、五〇〇円)

2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの

三六、五〇〇円

(適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇

- 3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
五一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八、五〇〇円)
- 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
七一、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一四、〇〇〇円)
- 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
一〇二、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、二三、五〇〇円)
- 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
一四七、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、四二、〇〇〇円)
- 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
一九九、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、六六、五〇〇円)
- 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
二六〇、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)
- 9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの
三〇五、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八九、五〇〇円)
- 10 共用部分の床面積

を

-
-
-
- の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
五七、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、五、〇〇〇円)
- 11 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
九四、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一四、〇〇〇円)
- 12 共用部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
一四六、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、四二、〇〇〇円)
- 13 共用部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一八八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、六六、五〇〇円)
- 14 共用部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二二五、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)
- 15 共用部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
二六一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一〇四、五
-

-
-
-
- 16 ○○○円)
工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
五七、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇円)
- 17 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
九四、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一四、〇〇〇円)
- 18 工場部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
一四六、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、四二、〇〇〇円)
- 19 工場部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一八八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、六六、五〇〇円)
- 20 工場部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二二五、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八四、〇〇〇円)
- 21 工場部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
二六一、〇〇〇円
-

-
-
-
- 22 (適合審査を受けた
場合は、一〇四、五
〇〇円)
22 非住宅部分の床面
積の合計が三〇〇平
方メートル以内のも
の
一、二六、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、五、〇〇〇
円)
- 23 非住宅部分の床面
積の合計が三〇〇平
方メートルを超え二、
〇〇〇平方メートル
以内のもの
二〇〇、五〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一四、〇〇
〇円)
- 24 非住宅部分の床面
積の合計が二、〇〇
〇平方メートルを超
え五、〇〇〇平方メ
ートル以内のもの
二八五、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、四二、〇〇
〇円)
- 25 非住宅部分の床面
積の合計が五、〇〇
〇平方メートルを超
え一〇、〇〇〇平方
メートル以内のもの
三四九、五〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、六六、五〇
〇円)
- 26 非住宅部分の床面
積の合計が一〇、〇
〇〇平方メートルを
超え二五、〇〇〇平
方メートル以内のも
の
四一二、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、八四、〇〇
〇円)
- 27 非住宅部分の床面
-

		<p>積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの 四七〇、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、一〇四、五〇〇円)</p>
<p>法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>一 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合 一八、五〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、二、五〇〇円)</p> <p>二 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする住宅が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る変更の認定を受けようとする住戸数の1から9までに掲げる区分に应当該区分に定める額。ただし、三に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>1 住戸数が一戸のもの 一八、五〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、二、五〇〇円)</p> <p>2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの 三七、五〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、五、〇〇〇円)</p> <p>3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの 五二、五〇〇円 (適合審査又は住宅</p>

-
-
-
- 性能評価を受けた場合、八、五〇〇円
 - 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
七四、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、一四、五〇〇円)
 - 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
一〇六、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、二四、五〇〇円)
 - 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
一五二、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、四三、五〇〇円)
 - 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
二〇六、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、六九、〇〇〇円)
 - 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
二七〇、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、八七、〇〇〇円)
 - 9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの
三一七、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、九三、〇〇〇円)
-

三 低炭素建築物新築等
（円）

計画を変更しようとする建築物が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該建築物の住戸数（既に当該計画の認定を受けた住戸で変更しない住戸を含む。）の1から9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の共用部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の10から15までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の16から21までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の22から27までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住戸数が一戸のもの
一八、五〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、二、五〇〇円）

2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの
三七、五〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合）

-
-
-
- 3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合）は、八、五〇〇円
 - 4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合）は、一四、五〇〇円
 - 5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合）は、二四、五〇〇円
 - 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合）は、四三、五〇〇円
 - 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合）は、六九、〇〇〇円
 - 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合）は、八七、〇〇〇円
-

-
-
-
- 9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの
三一七、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、九三、〇〇〇円)
- 10 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
五九、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、五、〇〇〇円)
- 11 共用部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
九七、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、一四、五〇〇円)
- 12 共用部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
一五二、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、四三、五〇〇円)
- 13 共用部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一九五、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合、六九、〇〇〇円)
- 14 共用部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方
-

に改め、

- メートル以内のもの
二三三、〇〇〇円
(適合審査又は住宅
性能評価を受けた場
合は、八七、〇〇〇
円)
- 15 共用部分の床面積
の合計が二五、〇〇
〇平方メートルを超
えるもの
二七一、五〇〇円
(適合審査又は住宅
性能評価を受けた場
合は、一〇九、〇〇
〇円)
- 16 工場部分の床面積
の合計が三〇〇平方
メートル以内のもの
五九、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、五、〇〇〇
円)
- 17 工場部分の床面積
の合計が三〇〇平方
メートルを超え二、
〇〇〇平方メートル
以内のもの
九七、五〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一四、五〇
〇円)
- 18 工場部分の床面積
の合計が二、〇〇〇
平方メートルを超え
五、〇〇〇平方メー
トル以内のもの
一五二、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、四三、五〇
〇円)
- 19 工場部分の床面積
の合計が五、〇〇〇
平方メートルを超え
一〇、〇〇〇平方メ
ートル以内のもの
一九五、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、六九、〇〇
〇円)

- 20 工場部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二二三、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、八七、〇〇〇円)
- 21 工場部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
二七一、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一〇九、〇〇〇円)
- 22 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
一三〇、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、五、〇〇〇円)
- 23 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一四、五〇〇円)
- 24 非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二九六、五〇〇円
(適合審査を受けた場合は、四三、五〇〇円)
- 25 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三六三、五〇〇円

	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下この項において「省令」という。）第四十六条の二の規定による第四十四条の軽微な変更に対応している旨の証明書の交付</p>
	<p>低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書交付手数料</p>
<p>26 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの 四二八、五〇〇円 （適合審査を受けた場合は、八七、〇〇〇円）</p> <p>27 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの 四八九、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、一〇九、〇〇〇円）</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の軽微な変更（省令第四十四条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の7から12までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p> <p>1 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの 五、〇〇〇円</p> <p>2 工場部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 一四、五〇〇円</p> <p>3 工場部分の床面積</p>

- の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
四三、五〇〇円
- 4 工場部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
六九、〇〇〇円
- 5 工場部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートル以内のもの
八七、〇〇〇円
- 6 工場部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの
一〇九、〇〇〇円
- 7 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
五、〇〇〇円
- 8 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
一四、五〇〇円
- 9 非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
四三、五〇〇円
- 10 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
六九、〇〇〇円
- 11 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方

		方メートル以内のもの 八七、〇〇〇円
		12 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートルを超えるもの 一〇九、〇〇〇円

同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の項中

法第二十九条第一項の規 建築物エネルギー消 一 建築物エネルギー消 を

法第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	特定建築行為（法第十一条第一項に規定する特定建築行為をいう。以下この項において同じ。）をしようとする建築物の工場、倉庫その他エネルギー消費量に関してこれらに類する規則で定める用途に供する部分（以下この項において「工場等部分」という。）の床面積の合計の一から一六までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分）法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）に限る。以下この項において「工場等以外の部分」という。）の床面積の合計の二一から二六までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額
		一 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの 二五、〇〇〇円 （建築物エネルギー

消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号ロの基準（以下この項において「モデル建築物消費性能基準」という。）に適合している場合にあっては二〇、〇〇〇円）

2 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
四六、〇〇〇円
（モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては四一、〇〇〇円）

3 工場等部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
一一〇、〇〇〇円
（モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては一〇三、〇〇〇円）

4 工場等部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの
一六三、〇〇〇円
（モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては一五五、〇〇〇円）

5 工場等部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
二〇二、〇〇〇円

(モデル建築物消費
 性能基準に適合して
 いる場合)は
 一九三、〇〇〇円)

6 工場等部分の床面
 積の合計が二五、〇
 〇〇平方メートル以
 上のもの
 二五〇、〇〇〇円
 (モデル建築物消費
 性能基準に適合して
 いる場合)は
 二三九、〇〇〇円)

二

1 工場等以外の部分
 の床面積の合計が三
 〇〇平方メートル未
 満のもの
 二四七、〇〇〇円
 (モデル建築物消費
 性能基準に適合して
 いる場合)は
 九四、〇〇〇円)

2 工場等以外の部分
 の床面積の合計が三
 〇〇平方メートル以
 上二、〇〇〇平方メ
 ートル未満のもの
 三九九、〇〇〇円
 (モデル建築物消費
 性能基準に適合して
 いる場合)は
 一五八、〇〇〇円)

3 工場等以外の部分
 の床面積の合計が二、
 〇〇〇平方メートル
 以上五、〇〇〇平方
 メートル未満のもの
 五六九、〇〇〇円
 (モデル建築物消費
 性能基準に適合して
 いる場合)は
 二五六、〇〇〇円)

4 工場等以外の部分
 の床面積の合計が五、
 〇〇〇平方メートル
 以上一〇、〇〇〇平
 方メートル未満のも
 の

	<p>法第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>
	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>
<p>七〇一、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては三三四、〇〇〇円)</p> <p>5 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 八二九、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては四〇二、〇〇〇円)</p> <p>6 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九四六、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては四七一、〇〇〇円)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の一から一六までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二から二六までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p> <p>一</p> <p>1 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの 一二、五〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては一〇、〇〇〇円)</p>

に、
「

-
-
-
- 2 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
二三、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては二〇、五〇〇円)
- 3 工場等部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
五五、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては五一、五〇〇円)
- 4 工場等部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの
八一、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては七七、五〇〇円)
- 5 工場等部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
一〇一、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては九六、五〇〇円)
- 6 工場等部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
一二五、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては一一九、五〇〇円)
-

- 1 工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
一二三、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては四七、〇〇〇円)
- 2 工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
一九九、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては七九、〇〇〇円)
- 3 工場等以外の部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
二八四、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては二二八、〇〇〇円)
- 4 工場等以外の部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの
三五〇、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては一六七、〇〇〇円)
- 5 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
四一四、五〇〇円
(モデル建築物消費

法第二十九条第一項の規	建築物エネルギー	一 建築物エネルギー消	性能基準に適合している場合にあつては二〇一、〇〇〇円) 6 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 四七三、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては二三五、五〇〇円)
-------------	----------	-------------	--

（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）のみ」を「のみ」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第八条」を「基準省令第十条」に、「基準省令第一条第一項第一号口の基準（以下「モデル建築物消費性能基準」という。）」を「モデル建築物消費性能基準」に、

			建築物消費性能基準に適合している場合にあつては四六八、〇〇〇円)
--	--	--	----------------------------------

を

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十一条の規定による第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更にあつては、当該省令の交付している旨の証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の証明書の交付手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の一から一六までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二一から二六までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	建築物消費性能基準に適合している場合にあつては四六八、〇〇〇円)
		一 工場等部分の床面	

-
-
-
- 積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
一二、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては一〇、〇〇〇円)
- 2 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
二三、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては二〇、五〇〇円)
- 3 工場等部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
五五、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては五一、五〇〇円)
- 4 工場等部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの
八一、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては七七、五〇〇円)
- 5 工場等部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
一〇一、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては九六、五〇〇円)
- 6 工場等部分の床面
-

積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの

一二五、〇〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)あつては
一一九、五〇〇円)

二

1 工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの

一二三、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)あつては
四七、〇〇〇円)

2 工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの

一九九、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)あつては
七九、〇〇〇円)

3 工場等以外の部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの

二八四、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)あつては
一二八、〇〇〇円)

4 工場等以外の部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの

三五〇、五〇〇円
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)あつては
一六七、〇〇〇円)

に改める。

	<p>省令第二十九条の規定による計画の変更が第二十六条の軽微な変更に関する旨の証明書の交付</p>	
	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>5 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 四一四、五〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては二〇一、〇〇〇円)</p> <p>6 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 四七三、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては二三五、五〇〇円)</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六条の軽微な変更をいう。)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計の1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p> <p>1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの 一二二、五〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては四七、〇〇〇円)</p> <p>2 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 一九八、〇〇〇円</p>

(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては一四、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては七八、
五〇〇円)

3 非住宅部分の床面
積の合計が二、〇〇
〇平方メートル以上
五、〇〇〇平方メー
トル未満のもの
二八二、五〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては四三、〇〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一二七、
〇〇〇円)

4 非住宅部分の床面
積の合計が五、〇〇
〇平方メートル以上
一〇、〇〇〇平方メ
ートル未満のもの
三四八、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては六八、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一六六、
〇〇〇円)

5 非住宅部分の床面
積の合計が一〇、〇
〇〇平方メートル以
上二五、〇〇〇平方
メートル未満のもの
四一一、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては八六、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一九九、

	<p>五〇〇円) 6 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 四六九、〇〇〇円 (誘導基準適合図書 を提出する場合にあつては一〇八、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては二三四、〇〇〇円)</p>

(広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表保健環境センターの項中「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表西部工業技術センターの項中「一六、七〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同表畜産技術センターの項中「一七、二〇〇円」を「一七、四〇〇円」に改める。

別表第二号の表保健環境センターの項中「一四五、七〇〇円」を「一四九、三〇〇円」に改め、同表食品工業技術センターの項中「二八、一〇〇円」を「二八、二〇〇円」に改め、同表西部工業技術センターの項中「二一、七〇〇円」を「二一、一〇〇円」に改め、同表東部工業技術センターの項中「三〇、八〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二二、二〇〇円」に改め、同表水産海洋技術センターの項中「二二、八〇〇円」を「二三、四〇〇円」に改め、同表林業技術センターの項中「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表共通の項中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改める。

(ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例の一部改正)

第三条 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考一及び二中「十円」を「百円」に改める。
別表第二中「一四、一〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「八、〇九〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表備考中「十円」を「百円」に改める。
別表第三中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改める。

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第四条 県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の九の項中「六八、六六〇円」を「一〇五、五〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第七条の規定による許可を受けている者又は同条例第四条第一項のセンターに試験、検査、分析等の依頼をしている者に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。